

# 税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号  
新大阪NKビル601号  
TEL (06) 6885-3990  
FAX (06) 6885-3991  
URL <http://www.ep-support.com/>  
E-mail [support@ep-support.co.jp](mailto:support@ep-support.co.jp)

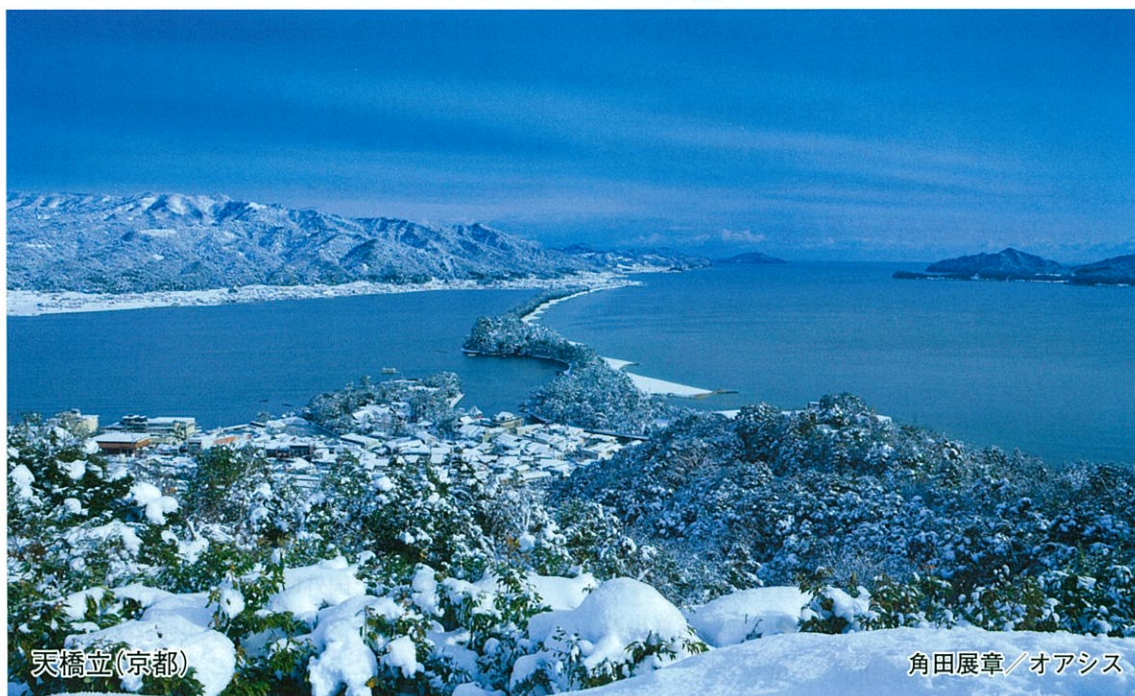
## ヒント

**尖らせる** 経営について他社の成功例から学ぶことは難しい。成功は十社十色で、成功はそれぞれ独自のものだからです。戦略の基本は、他社と違うことをやることです。成功例から学ぶのであれば、成功した企業が何をやったかだけでなく、なぜ、それが機能したのか、その要件が自社で適用できるかどうかを考える。成功に必勝法はありません。その一方で、失敗は驚くほど似ています。多くの企業が同じパターンで失敗しています。それを避けると、角が取れて丸くなり、他社と似てきます。そうならないためには、あえてリスクを取って戦略を尖らせる必要があります。(プレジデント・早稲田大学ビジネススクール菅野寛教授)

## ヒント

### 税務 ミニガイド

国税庁によると、平成29年度の国税不服審判所への審査請求の件数は2953件で、前年度より18.7%増加しています。審査請求の処理件数は、2475件で、このうち、納税者の主張で何らかの形で認められたものは202件（一部認容148件、全部認容54件）で、その割合は8.2%です。



天橋立(京都)

角田展章/オアシス

## 国外財産調書の提出制度

### □国外財産調書の提出制度

国外財産調書の提出制度は、適正な課税・徴収の確保を図る観点から、国外財産の所有者に対して、その所有する国外財産についての申告を義務づける制度です。

### □提出義務者

その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する居住者（非永住者は除きます）は、翌年の3月15日までに、所轄税務署長に国外財産調書を提出しなければなりません。国外財産調書には、その財産の種類、用途（一般用及び事業用の別）、所在、数量、価額その他必要な事項を記載し、国外財産調書に記載した財産の価額をその種類ごとに合計した金額を記載した国外財産調書合計表を添付する必要があります。

### □国外財産

国外財産とは、「国外にある財産」をいいます。国外にあるかどうかは、財産の種類に応じて、次の所在地が国外にあるかどうかで判定することになります。

- ①動産、不動産－その動産、不動産の所在地
  - ②金融機関に対する預貯金等－その預貯金等の受入れをした営業所、事業所の所在地
  - ③社債、株式－その社債、株式の発行法人の本店又は主たる事務所の所在地
- ただし、金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載等がされているものである場合は、その金融商品取引業者等の営業所等の所在地

### □国外財産の価額

国外財産の価額については、その年の12月31日における時価または時価に準ずる見積価額によることとされています。なお、国外財産調書への価額の記載は、邦貨（円）で行うこととなりますので、取引金融機関が公表するその年の12月31日における最終の対顧客直物電信買相場（TTB）又はこれに準ずる相場によって、邦



○お年玉やご祝儀を入れる袋のことを「ポチ袋」といいます。この「ポチ」は、「ひとりぽっち」「これっぽっち」などの「ぽっち」で、もともとは「雨垂れがあけた小さな穴」を意味し、小さい、少ないことを指すようになり、江戸時代からポチ袋はあります。袋の大きさとあわせて、「これっぽちですが、喜んでいただけましたら」という心をこめての、ご祝儀です。



貨換算することになります。

### □加算税の取扱い

国外財産調書の提出がある場合には、記載された国外財産に関して生じる所得で一定のものに対する所得税等又は相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税、無申告加算税について5%減額されることとなります。一方、国外財産調書の提出がない場合や提出された国外財産調書に国外財産の記載がない場合（記載が不十分と認められる場合を含みます）には、その国外財産に関する所得税等の申告漏れが生じたときは、過少申告加算税、無申告加算税について5%加重されることとなります。

なお、加算税の加重措置は、相続税及び死亡した人の所得税等については、適用がありません。

### □記載内容の誤りの修正

提出した国外財産調書の記載内容に誤りや記載漏れがあった場合には、提出期限内だけでなく、提出期限後であっても、再度提出することによって訂正することが可能です。その場合には、誤りや記載漏れのあった国外財産だけでなく、当初提出した国外財産調書に記載済みの国外財産を含め、全ての国外財産を記載する必要があります。

## 改正相続法と相続税制 —配偶者居住権とは—

昨年7月に相続に関する民法の抜本的な改正があり、来年7月までに施行されます。

**1. 相続法（民法）の改正** この改正は、配偶者保護の方策、預貯金の仮払などの遺産分割に関する見直しをはじめ、遺言制度、遺留分制度など相続法全般にわたる大改正となっています。具体的には、配偶者居住権の創設、持戻し免除の意思表示推定（配偶者保護）、遺産分割前の預貯金債権行使、自筆証書遺言の方式緩和、見直された遺留分減殺請求、特別の寄与料請求権などの項目があります。

**2. 相続税制とのかかわり** 相続税制は、民法に基づく相続を原因とするものなので、この改正による、税務への影響は多大で、相続財産評価、相続税額の算定等につき再確認が必要ですが、今回は「配偶者居住権」について述べます。

**3. 配偶者居住権** 被相続人が死亡した場合、新民法では被相続人の財産であった建物に居住していた配偶者は、遺言や遺産分割によって「配偶者居住権」を取得することができます。この権利は、その建物の全部につき、無償で居住したり賃貸したりすることができます。今までのようにいわゆる自宅の所有権を取得するケースと比較すれば、配偶者が取得する財産はその評価額が小さくなることから、配偶者は他の相続財産をその分相続できる可能性が生じます。その存続期間は原則配偶者が死亡する時までですが、遺言や遺産分割協議で別の定めをした場合はその期間までとなります。

**4. 配偶者短期居住権** 新民法によれば、配偶者が「配偶者居住権」を取得した場合を除いて、被相続人の相続財産であった建物に無償で居住していた配偶者には「配偶者短期居住権」があります。その存続期間は各々の区分に応じその定める日までですが、少なくとも被相続人の死亡後半年間は居住建物に無償で居住することができます。

### ナマの税務相談室

**Q** 今年も宜しくお願いたします。昨年友人の父甲が亡くなり相続税申告準備を進めていたところ新たな事項が生じ慌てて馳せ参じました。甲には子供が長男A、長女B、次男Cの三人がいますが、甲が積み立てていたB名義の預金が存在することが判明しました。Bはその事実を甲から生前知らされていませんでした。通帳の管理、印鑑、銀行とのやり取りはすべて甲が行っていました。

遺言書の内容は甲の生前から介護一切の面倒を見ていたAにすべて相続させるという内容でした。

本日ご相談したいのは遺言書に記載のない家族名義（B名義）の預金の取得者は下記のいずれになるのでしょうか、ということです。

- ①遺言書に記載されているとおりAが相続する
- ②名義人Bが相続する

この②の対応ですが、遺留分の減殺請求また

### 遺言書にない 預金の取扱い

は遺産の分割協議が必要になるのでしょうか。

**A** 時々遭遇する事例です。親子関係、子供の相互の関係等で解決の方向が右になったり左になったりしますね。今回の事例も遺産の範囲を巡ってB名義預金について、甲のBに対する贈与性の問題がありますが、民法549条所定の贈与の意思表示の要件を満たしていません。従って、甲の遺産の範囲に含めて相続税の課税対象範囲と考えるのが妥当です。そうなれば遺産のすべてはAに帰属させる①案が相当です。

しかし、B名義の預金が多額でない場合や、Bに帰属させることが相当であるような話し合いが成立するような場合は、遺産分割協議でBに帰属させる②案もあり得ます。

しかし、B名義の預金が多額でない場合や、Bに帰属させることが相当であるような話し合いが成立するような場合は、遺産分割協議でBに帰属させる②案もあり得ます。

**Q** いろいろご教示ありがとうございました。子供同士は極めて仲が良いのでよく話し合います。

### ナマの税務相談室

## 使用者原始帰属制度

**従** 業員が仕事上で発明した特許について、その発明時に会社に帰属させる制度を使用者原始帰属制度と言います。青色発光ダイオードの発明でノーベル賞を受賞した中村修二氏が元勤務先の日亜化学に発明の対価を求めた訴訟で地裁が200億円との判決を出したとの国内企業のショックから、業界の悲願として制度化されて来たものでした。

**使** 用者原始帰属制度は、従業員が職務上で発明したものは無条件に会社のものであるのではなく、契約が予め存在していて、発明者である従業員はその契約で定められている「相当の利益」を得る権利が確保されている、という条件を前提にしています。

**相** 当の利益は、会社に対して、発明のインセンティブとして、発明成果に対する報いとなる経済上の利益を従業員に付与する義務を課すもので、その付与の定めの内容が不合理でない限りとされています。

**そ** の相当の利益とはどの程度のものなのか、興味の湧くところですが、名古屋国税局の文書回答事例に参考となるものがあります。

- ①特許出願時に出願補償金として1万円
- ②特許権の登録時に登録補償金として3万円
- ③登録特許実施時又は他者に実施許諾時に実績補償金
- ④登録特許の他者への譲渡時に譲渡補償金
- ⑤各補償金受給権は、発明者

の退職後も存続し続け、死亡後には相続人が承継

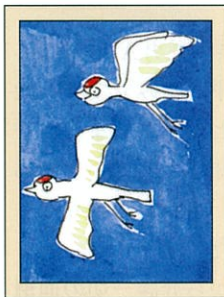
**上** 記③④については、会社が受けた利益に応じて、発明者の貢献度を斟酌して決定としていて、%の明示がなく、これで予め相当の対価を得る権利が確保されていると言えるのか疑問が残ります。

**国** 税局への確認内容は、従業員の受ける相当の利益を巡る課税関係で、従業員側は①～④のすべて雑所得に該当し、会社側は①②は特許権の取得価額、③④は損金に該当する、としています。

**理** 由は、従業員から会社への特許権移転ではないので譲渡所得不該当、特許法上の発明者としての地位に基づく受給であり、退職・死亡にも拘らないものなので給与所得不該当、臨時・偶発的な所得でもないので一時所得不該当、従って雑所得該当、としています。

お正月です。平成最後のお正月ですが、いつもと同じ元旦。ゆっくり起き、初詣をすませ、家で屠蘇をくみ、お雑煮やお節料理で祝い、年賀状に目を通し、ほい、年賀状を見てみると、あつという間に夕暮れです。「元日や手を洗ひをる夕ごろ 龍之介」

芥川もそのようです。三日をのんびりとした後、多忙な1月が始まります。6日小寒、20日大寒。



やってみなはれ、  
やらな  
わからしまへんで。

(サントリー創業者 鳥井信治郎)

## 1月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○12月分源泉所得税の納付 (特例適用者は7～12月の半年分)	10日	○12月分個人住民税特別徴収分の納付
○11月決算法人の確定申告	21日	○11月決算法人の確定申告
○5月決算法人の中間(予定)申告	31日	○5月決算法人の中間(予定)申告
○法定調書の作成提出	〃	○給与支払報告書の提出
○源泉徴収票の受給者への交付	〃	○償却資産(固定資産)の申告
	〃	○個人住民税の第4期分納付
	〃	
	(地方条例による)	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。